

調査・研究ノート

協同組織金融の将来像を考える

—金融ビッグバン下の農協金融の展開方向—

はじめに

一九九〇年代に入って急速に進展した金融自由化、さらにその仕上げとしての金融ビッグバンによって、日本の金融市場・システムは大きく構造変化を遂げてきた。そうしたなかで、農協金融をはじめとする協同組織金融も構造変化を余儀なくされてきている。以下、農協を中心とする将来像にかかるラフな素描を行なってみた。

一、リテール分野をめぐる競争の激化

バブル経済崩壊以降の金融機関の経営危機は、現在小康にあるものの、依然火種は残された格好となっている。それは、ペイオフ凍結解除をめぐる論議からもみてとれる。そうした緊急の課題を残しつつ、最近マスコミを賑わせているのは、大手都市銀行等を中心とする銀行の統合、メガバンクの出現であり、金融の集中化、ユニバーサル化の深化である。と同時に、その反対の極に位置づけられるのが特定業務、専門分野への特化であろう。

加えて、外資系金融機関の参入やイトーヨーカドーによる決済専門銀行、ソニーのインターネット利用の銀行業参入といった異業種からの金融業への新規参入も最近の

特徴である。いわば金融ビッグバン下で予想されたものがほぼ出揃った感を呈している。

こうした状況は、金融機関間の競争の場がそれまでのホールセールから最後の収益分野でもあるリテールの世界に舞台を移しつつあることを示している。そしてその世界は、農協をはじめ協同組織金融機関が、従来最も専門的に対象としてきた分野でもある。

二、協同組織金融の特質の維持と新たな機能発揮

最近のリテールをめぐる特徴的な動きの一つは、早期是正措置に端を発した中小工商業者に対する貸し渋りであり、もう一つは金融システムおよび金融機関に対する国民の不信・不安の増大である。例えば、後者についていえば、貯蓄広報中央委員会の「貯蓄と消費に関する世論調査」(全国普通世帯が対象)によると、「ビッグバンの進展によって予想されることは？」という問いに対して、ビッグバンの内容を知っていると答えた層では「金融機関の経営内容に格差が生じたり、商品が複雑になるなど、生活に負担がかかる」とする回答(四〇・六%)が、「経済が活性化し、生活に好ましい影響を与える」との回答(二七・七%)を上

回っている。また、平成九年以降そうした傾向が強まっているのである。このことは、ビッグバンが必ずしも肯定的に捉えられているわけではないことを示すものといえよう。そこで、協同組織金融機関利用者が求めているニーズをアンケート結果(詳細は本誌第一五五号を参照)でみると、「預貯金・貸出金の充実」「休日・二十四時間営業」「相談業務の充実」「窓口・応対サービスの充実」等への要望が強い。また協同組織金融機関の特徴として、親身に気軽に相談に応じる「小口の取引きも大事にする」をはじめ、「地元の活動やくらしに関心を持ち支援する」「人や経営内容を重視する」といった認識が強い。こうしたニーズに的確に応え、組織の特徴を一層発揮することがまずもって求められよう。

とはいえ、経済の成熟化・ストック化や高齢社会への移行といった経済・社会の構造変化に伴なう利用者ニーズの多様化にも対応していくことが重要である。例えば、将来に備えストックされた金融資産の効率的な運用・管理機能の重要性は、今後一層強いものとなる。そうした意味で、利用者のライフステージに見合った適切な相談業務とそれを支えるフィナンシャルプランナー等の専門家等の人材育成が極めて重要となっていく。

三、急がれる金融サービスにかかるインフラ整備

さて、ビッグバンの進展によって、競争原理・市場原理が一層浸透していくことになるが、一方で、様々な金融サービス提供にかかるインフラの整備は大きな課題である。とりわけ重要なのは、金融取引にかかる消費者保護制度の整備である。様々なリスクや取引形態の複雑化のなかで、消費者と金融機関の両者の間には、情報力、交渉力、判断力等に明らかに格差がある。そのまま放置すれば、明らかに消費者にとって不利益が発生しかねない。例えば、英国において八六年から金融ビッグバンが始まった際に、同時に成立したのが消費者保護を目的とした「金融サービス法」であった。

日本でも金融審議会では同法の検討がなされてきたが、最近まとめられた報告によると、金融サービス全体にかかる包括的・統一的な内容となっておらず、商品の説明義務と不適切な勧誘の禁止だけがとり上げられるなど、当初の案からは相当後退した内容となっている。ビッグバンのなかで強調されている自己責任原則は、資産運用リスクを十分に知り、リスクと収益関係を理解した上で成り立つものである以上、実効性のある金融サービス法の制定が急がれる。また、協同組織金融機関はそのための最大限の力を注ぐべきであろう。

もう一つは、金融業の集中化、ユニバーサル化等に伴って、必要とされる資金が地域社会から引き上げられたり、特定分野

に資金が供給されないといった弊害である。例えば米国において七七年に制定された地域再投資法(CRA: Community Reinvestment Act)は、当初住宅金融にかかる低所得層、マイノリティー居住地区に対する融資差別を禁止することを目的に制定されたものであるが、八九年の同法の改正によって金融機関の情報開示が強化され、金融機関の合併、支店開設の審査の重要なファクターと成りつつある。

このように、すべての金融機関は、それぞれの地域の金融ニーズに公正に応えていく責任や地域社会への貢献、すなわち公共性、社会的責任を負うべきことが明確に位置づけられているといつてよい。将来的にはこうした枠組みの重要性も高まっていくことになる。

四、協同組織金融の長期ビジョン

最後に農協金融の大まかなビジョンについて述べてみたい。

基本方向の第一は、リテール分野の強化である。組合員等の個々のニーズを十全に汲み取りながら、ライフサイクルにあわせた生活設計をはじめ、暮らしの安定に最大限の貢献をすることである。それがまた、利用者の信頼を勝ち取り、競争の最大の武器となる。

第二は、農業専門性の強化である。農林漁業にかかる金融は、今日公的金融が大きな位置を占めているが、財政や金融制度が大きく変わろうとするなかで、これまで培

われた専門性の強化は重要な意味を持つてくる。また、農林漁業にかかる協同組合が農協・森林組合・漁協で個々に形成されているが、組合員が相互に重複しており、地域全体の農林漁業を包括的に捉えていく信用事業機能の提携・統合等もいずれ視野に入ってくる。

第三は、農林漁業と地元中小工商业者との連携による、地域経済活性化に向けての取り組みの強化である。地場産業の後押しと新たな仕事起こしを含めた雇用機会の創造に地域の金融機関としての役割を果たしていくことである。そうした視点に立てば、地域金融を担う他の協同組織金融との協調・提携も視野に入ってくる。

最後は、協同組合原則に新たに加えられた「地域社会への関与」に関わる視点である。地域社会は、高齢者介護問題をはじめ社会的インフラ整備、医療、福祉、教育・文化、環境等、多くの課題を抱えている。

ここでは、フェース・トゥ・フェースの関係と自治体をはじめ各種の地域組織のネットワーク化が極めて重要である。そうした地域の課題や社会的ニーズにどう金融面からサポートしていくのかといった、地域に責任を持ち、貢献していく協同組織金融の役割を今こそ真剣に考えていくべき時であろう。今後は、こうした視点で農協金融の将来ビジョン構築に資する調査を進めていきたい。

(木原久)